

放送番組の編集に関する基本計画

ACCS の提供する放送番組は、マスメディアと異なるCATVの特性である地域性を基盤として住民が親しめる「わがまちのテレビ」とし、あわせて住民の生活文化の向上をはかるものとする。

- 1 放送番組の編集に当たっては、放送法第3条の2の1項に規定する各項目に適合することに留意し、報道、教育、教養、娯楽、広告などの各番組種目の間に均衡が保たれるよう考慮する。
- 2 教育、教養、文化に対する志向の強い住民の要望に沿った専門番組を調達する。
- 3 住民の目線による自社製作番組を積極的に放送し、地域社会に貢献する。
- 4 大学、研究機関等と住民との間を結び、つくば地域にふさわしい創造的な番組を作成する。
- 5 つくばと東京との距離及び国際性に対応して最新の情報をたえず供給する。
- 6 つくばエクスプレス沿線等新しいコミュニティ情報を適切に供給する。

以上

附則

この基本計画は、昭和60年2月20日に制定する。

附則

この基本計画は、平成19年6月1日に制定する。